

高知県教育委員会 会議録

平成26年3月定例委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成26年3月25日(火) 13:30

閉会 平成26年3月25日(火) 16:20

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員	教育委員長	小島 一久
	委員	竹島 晶代
	委員	八田 章光
	委員	中橋 紅美
	委員(教育長)	中澤 卓史
欠席委員	委員	久松 朋水

(3) 高知県教育委員会会議規則第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	勝賀瀬 淳
〃	教育次長	中山 雅需
〃	参事兼小中学校課長	永野 隆史
〃	教育政策課長	岡村 昭一
〃	教職員・福利課長	彼末 一明
〃	学校安全対策課長	沢近 昌彦
〃	幼保支援課専門企画員	山下 文一
〃	高等学校課長	藤中 雄輔
〃	特別支援教育課長	川村 泰夫
〃	生涯学習課長	安岡千真夫
〃	新図書館整備課長	渡辺 憲弘
〃	文化財課長	彼末 和幸
〃	スポーツ健康教育課課長補佐	柏木 理男
〃	人権教育課長	赤間 圭祐
〃	教育政策課教育企画担当f-7	溝渕 松男(会議録作成)
〃	教育政策課主任指導主事	近森 公夫(会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

委員長 3月定例委員会を開催する。

教育長 (提案説明)

委員長 本日の議題(1)の付議事件第1号から3号と議題(2)の教育委員長の選任及び職務代理者の指定は人事に関する議案のため、非公開とする旨議決を得る。

賛成の委員は挙手をお願いする。

各委員 全員挙手

委員長 議題(1)付議第1号から第3号及び議題(2)は、非公開の取扱いとする。

【付議第1号 高知県教育長の任命議案(教育政策課)】

○教育政策課長 説明

○質疑

	【非公開議案】
--	---------

【付議第2号 登録審査委員の任命議案(文化財課)】

○文化財課長 説明

○質疑

	【非公開議案】
--	---------

【付議第3号 平成26年度高知県教科用図書選定審議会委員の任命議案(小中学校課)】

○小中学校課長 説明

○質疑

	【非公開議案】
--	---------

【付議第4号 高知県教科用図書選定審議会への諮問議案（小中学校課）】

○小中学校課長 説明

○質疑

委員長	諮問の内容は、教科書採択に係る資料作成を依頼するというものでいいのか。
事務局	そのとおり。
委員長 各委員	本事件の議決を求める。原案に賛成する委員は挙手をお願いします。
委員長	全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第5号 高知県教育委員会事務局職員被服貸与規則の一部を改正する規則議案（教職員・福利課）】

【付議第6号 高知県立学校職員被服貸与規則の一部を改正する規則議案（教職員・福利課）】

○教職員・福利課長 一括説明

○質疑

教育長	特別な服装が必要な職にある者のために制服として貸与するものである。
委員長	以前は、チョークで汚れるということから、羽織るような服が教員にも貸与されていたと思うが。
事務局	行政職員も事務服が貸与されていた。現在は廃止になっているはずである。
委員長	規則上、正職員は問題ないが、再任用職員についても読めるようにした改正なのか。
教育長	再任用の短時間勤務の者を読めるようにしたものである。 再任用でも我々と同じフルタイムの勤務であればこれまでの規則で読むことができたが、週に30時間勤務や2日勤務等の短時間の方の分が読めなかったことから、これを加えようとする改正である。
教育長	再任用で短時間勤務ができる仕組みはできたが、現在まだ雇用していない。
委員長	短時間勤務で雇用している者はいないのか。
事務局	教育委員会では、まだ例がない。知事部局では該当者がいる。
委員	返却されても困ると思うが、最後は返却するのか。
事務局	モノによって貸与期間が決まっているが、返却されても処分することになるだろう。
委員長	付議第5号、第6号の一括議決を求める。原案に賛成する委員は挙手をお願いします。

各委員 委員長	全員挙手 付議第5号、第6号を原案のとおり議決する。
------------	-------------------------------

【付議第7号 へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案（教職員・福利課）】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

委員長 事務局	横波小学校はへき地とはされていなかったのか。 そのとおり。
委員長 事務局	高知市から当該地域へ向かうと、横波半島ではない側に進むとまず、浦の内小学校があり、須崎市に近づいたところに横波小学校がある。両校は距離的にあまりあまり変わらないのではないかと。 変わらないことも無い。
委員長 事務局	震災時に津波が来ないことから、横波小学校に設置し直したものである。
委員長 事務局	へき地等指定は、病院との距離によるものか。 病院だけでなく、色々な施設が関係し、点数化して決定される。
委員長 各委員 委員長	本事件の議決を求める。原案に賛成する委員は挙手をお願いします。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第8号 県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則議案（教職員・福利課）】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

委員長	義務関係で2名の事務長が発令されることに伴う規則改正ということか。 そのとおり。
事務局 委員長	この場合、2校から3校にまたがって事務員がいると思うが、そこに総括的な事務長が配置されるというものか。
事務局	今回は人事委員会と協議して、複数の学校がまとまって事務職員が一定規模のまとまりなり、しかも適任者がいれば事務長を発令することとした。 例えばA中学校に1人しか事務職員がいなければ、その人に事務長の資質があっても事務長にはなれない。
委員長	1カ所に事務職員が集まっていないといけないのか。

事務局	基本はそうである。担当する学校は違っていても、勤務する場所は同一であれば配置できる。
委員長	その時の服務監督者は学校長か。
事務局	そのとおり。 部下である学校の事務職員の休暇等の決裁は、事務長に委任するように市町村の規定によってできるように通知をしている。 また、事務長が設置されると、これまで学校長が行っていた通勤手当の認定等は、事務長に決裁権を下ろすようにしている。
委員長	本事件の議決を求める。原案に賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第9号 高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則議案（高等学校課）】

○高等学校課長 説明

○質疑

委員長	大月分校が廃校になることで、大月町教育委員会に委任していた事務がなくなるということである。
委員長	この事務が他に残っている学校はあるのか。
事務局	大柘高校、仁淀高校に係る市町村分はすでになくなっている。今回の大月分校に係る大月町分の事務（高校通学支援奨学金貸与申請書の受理、高校通学支援奨学金貸与内定通知書等の交付）が残っていたものである。平成25年度に大月分校の閉校に伴い、中学3年生に対して行う事務が25年度末で終わるということで、当該規則改正を行うものである。
委員長	他に通学支援奨学金貸与には、他にどのようなものがあるのか。 本規則は、高等学校の統廃合に伴い、遠距離通学を余儀なくされる生徒を対象とした措置であることから、この年度末で当該市町村に委任なくなることになる。現在、当該措置を受けている生徒が高校1年生に1名がいるので、貸与は続けることになる。
委員長	この1名が高校を卒業すれば、本規則は無くなるのか。
事務局	今後も統廃合があるかもしれないので、条例とともに規則も残ることになる。
委員長	本事件の議決を求める。原案に賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第10号 高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則の一部を改正する規則議案（高等学校課）】

○高等学校課長 説明

○質疑

委員長	連携型中高一貫校にしようとするのは、入学者を増やしたいとの思いもあるのではないか。
事務局	工業や農業を学びたいとする生徒等の一定数は抜けるだろうが、これまでと比較して抜ける数は少なくなると思う。
教育長	参考資料6は分かり辛い。特に生徒や保護者に知らせるために、ポンチ絵を作成するなど、もっと分かりやすい資料にする必要がある。
事務局	生徒、保護者に説明する際には、分かりやすい資料を用いることとする。
委員長	この流れについては、現在検討中の再編振興計画にも出てきており、確認もしている。 この規則改正は、教育課程を中高一貫のものに工夫できるようにするということか。
事務局	そのとおり。6年間を踏まえての教育課程が編成できるようになる。
委員長	具体的にはどのように編成できるようになるのか。
事務局	教員が交流することで、中学校1年生の段階から高校3年生を見据えて当該教科をどこまで教えて行くかを考えることができるようになる。多くの教員が配置できることから、きめ細やかな指導が実現できる。 平成26年度は、初めての取組なので、高校の教員はTTの形で授業に入ることとなる。
教育長	中高一貫校の成功例を学ぶことも大切だが、清水中学校、高校ならではの思いを持って独自の戦略性を持つことが大切である。
委員長	当該中学校と高校は、話し合いを重ねているのか。
事務局	この1年間、お互いの授業を見学したり、26年度からどのようにやっていくかを協議したりしている。
委員長	嶺北高校の中高一貫は保護者の協力もあり上手くいっており、清水高校も保護者にきちんと理解してもらってやっていかなければならない。
委員	学校視察によって、辛い部分があることを知っただけに、より連携した取組をして欲しいと思う。 清水地域は、子どもの数も減ってはいるが、入学者が減少していることに危機感をいだいてもいる。
委員	嶺北高校、梶原高校、四万十高校には、それぞれ連携している中学校から何%の生徒が入学しているのか。
事務局	平成25年度の嶺北高校への連携中学校からの入学生の割合は72.4%、梶原高校は43.7%、四万十高校32.6%である。

委員長	平成 22 年度から 25 年度までを平均すると嶺北高校が 62.9%、栲原高校が 46.5%、四万十高校が 35.8%である。
事務局	四万十高校は連携している中学校数も多く、しかも小規模校が多いことから連携中学校からの進学率が低くなっている。
委員長	清水高校の場合は、進路保障等の面で頑張るなど、やり方によっては多くの生徒が清水高校に残ってくれるようになると思う。
各委員	他の 3 連携型中高一貫校とは違い、まさに 1 市 1 中 1 高なので、連携することで清水高校への意識は高まると思う。
委員長	本事件の議決を求める。原案に賛成する委員は挙手をお願いします。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第 11 号 高知県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則議案（高等学校課）】

○高等学校課長 説明

○質疑

委員長	給料表には示されているにもかかわらず、本規則では“その他の職員”として括られていたということか。
事務局	そのとおり。
委員長	支援員の負担はどこが行うのか。
事務局	国費ではなく、県費負担である。
委員長	司厨員はどのような職種になるのか。
事務局	平成 18 年までは技能職員と技術職員に分かれていたが、技能職員は”採用をしない”という方針に基づき、その職にある方たちに転職試験を受けてもらった。司厨員、甲板員なども試験を受けていただき、技術職員にしている（海援丸には 1 名だけ技能職員が残っている）。
	もし海援丸の職員が船を降りるとなれば、一度、学校事務職員として受け入れる形になる。
委員長	本事件の議決を求める。原案に賛成する委員は挙手をお願いします。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第 12 号 平成 27 年度高知県立高等学校入学志願者取扱要項に関する議案（高等学校課）】

○高等学校課長 説明

○質疑

委員長	日程については以前に議決しているが、特に変わったところはないか。
事務局	以前に説明したことと変わりはない。
委員長	B日程では各教科を 30 分で行うこととしているが、30 分の試験だどのような日程になるのか。
事務局	B日程については、全日制と昼間部は 5 教科で学力検査を行うが、定時制の夜間部は、国数英の 3 教科で行うこととしている。 定時制の場合は、国数英の順で 30 分ごとに区切って行い、全日制や昼間部はそれに続けて、社会、理科を行う予定である。
委員	中学校の卒業式はいつか。
事務局	市町村によって異なるが、多く（6割程度）は 3 月 15 日である。 当該日が土日であれば、それを避けて、13 日にするなど各市町村で対応を変えている。 予定している日程にあるように、3 月に A 日程、B 日程を入れた場合に、卒業式を 15 日に固定すると非常にタイトな日程となるので、しっかり市町村教委に説明する必要がある。現行でも合格発表後に卒業式を行う学校もあれば、前に行う学校もあるが、学校側からは、できるだけ卒業式後に合格発表を行ってほしいという希望がある。ただ、A 日程の合格発表を卒業式後に設定し、C 日程を 26 日から始めるとすると、B 日程の出願期間や変更期間が非常にタイトになることから、卒業式の日を 15 日より前倒しして欲しいと協力を依頼しており理解も得ている。
委員	A 日程で定員の 100%を募集するのだが、学力によっては定員内であっても不合格になる可能性もあるのか。
事務局	例えば、280 人定員に対して 300 人の応募があれば、280 名を合格させて欲しい思いもあるが、ボーダーラインから非常に低くなった場合にどうしても 270 人しか合格させることができないといった状況はあり得る。 現状でも定員内不合格を一定出している。というのは、無理をして入学させてどんなに手厚い学習指導を行っても、なかなか厳しい現実があるためである。 定員を超えている場合には、100%合格させるように合格発表前には学校と協議を行ってもいい。
委員	トップ校は定員 100%を合格させるかもしれないが、トップ校に準ずるような学校の場合に、トップ校を落ちた生徒が B 日程で受験するのではないかという意図で、当該校における下位層を合格させな

事務局	<p>いということは有り得るのか。</p> <p>現行では、定員のうち前期 80%、後期 20%としているが、結果を見ると委員がおっしゃるようなことはない。</p> <p>平成 27 年度入試からは、一発勝負のような形になるので、現行のように一応前期でチャレンジしてみて、ダメであれば考え直すというのではなく、地元の高校も含めて慎重な進路選択と同時に、新制度の趣旨を踏まえた進路指導が行われることと思われる。</p>
委員長	<p>新しい制度に移行した時、追跡調査をするなど分析する必要があるので、細かいデータをとってほしい。</p>
事務局	<p>了解した。</p>
委員	<p>A 日程において、特別な措置においても受験できない場合とあるが、現行で特別な措置とは、どのような措置なのか。</p>
事務局	<p>急に風邪をひいた場合などの別室受験や受験日に入院している場合などの病棟受験の他、検査用紙の拡大など個々の生徒の状況に合わせて、できるだけ受験がスムーズに行われるような形での特別な措置を講じている。また、そういった個々の事情については、事前に中学校からの相談を受け、県教委を含めてやりとりを行いながら受験生にとってベストな状態を作るようにしているのが現状である。</p>
委員長	<p>過去にもなかっただろうが、受験が不可能ということは現実的でないといえるのではないか。この特別措置は厳密に行っているのに、軽々しく扱ってはいけないのではないか。</p>
事務局	<p>基本的には、前述の特別な措置で対応できているので、現実的には特別措置で対応できない場合というのは、かなりハードルの高い内容になると思われる。</p>
委員	<p>このことは取扱要項に定めることになるのか。</p>
事務局	<p>先ほど述べたような制度があるということは、周知徹底しており、具体的な内容については、要項ではなく別途要領で定めるようにする。</p>
委員	<p>連携型中高一貫教育校の場合は、全員合格させるようにしているのか。</p>
事務局	<p>希望者全員を合格させる姿勢ではあるが、結果的に 1、2 名がそうはならない場合がある。</p>
委員	<p>せっかく連携しているにも関わらず、不合格になった場合、当該生徒は遠くの高校へ通わなくてはならなくなる。連携型なので、当該生徒のことは教員もよく分かっており、1、2 名であれば高校に入れてあげることはできないのだろうか。</p>
事務局	<p>できるだけ合格させる姿勢であるが、高校卒業までのことを踏まえると残念ながら合格させることにならない。</p>
委員長	<p>中高連携の学校の場合、そういった懸念のある生徒のことを中高両校の学校長は把握しているのか。</p>

事務局	情報の共有はしっかり行ったうえで、結果を出すようにしている。
委員	合格できない生徒というのは、学習面よりも素行不良ということか。
事務局	素行の面であれば、入学後の指導で何とかしようとするが、学力面で厳しい生徒が対象になる。
委員	要項を見てもよく分からないが、A日程と連携型中高一貫の特別選抜では、何がどう違うのか。
事務局	一般のA日程での志願であれば、志願状況を見ながら志願先変更ができるが、特別選抜での受験を志願した生徒は、志願先変更ができないようになっている。
委員	特別選抜で志願する生徒とA日程で志願する生徒の両方がいるけれども選考の基準は同じなのか、それとも特別選抜の方が緩やかなのか。
事務局	特別選抜もA日程と同じ試験を行うので選考の基準は同じだが、面接を行い、総合的に可否を判断する際に、中学校段階から常に見てきているという利点がある。
委員	志願先変更ができず、優遇措置もない制度での特別選抜の意味がよく分からない。
事務局	特別選抜の制度を作った時に、無試験にする案も検討されたが、特別選抜ではない生徒もいることや入学後にどれだけ力を付けたかを図る基準も必要だろうという学校の希望もあり、A日程と同じ選抜方法にしている。
委員長	連携型の場合は、受験当日の結果だけでなく、中学校生活の平素の状況も含めて総合的に判断できるメリットがあるのではないか。
事務局	情報として持ってはいるが、可否判定の際の判断資料とはしていない。選考資料上はA日程と同じであるが、面接結果を含め、全教員が分かったうえで、総合的に判断することができる。
委員	連携中学校から連携高校への入学のメリットはあるのか。
事務局	できるだけ不合格にしないようにはしている。
委員	特別選抜の枠はあるのか。
事務局	定員を定める際に、例えば嶺北地域であれば、連携中学校の卒業生数が50名の時には、定員が80名であれば、30名がA日程での枠としている。募集の際には、A日程の枠を明示し、連携型中学校からの全生徒が希望しても大丈夫なように定員を定めている。
委員長	連携中学校の生徒を全て受け入れるという姿勢で、定員を定めているということか。
事務局	そのとおり。
委員長	本事件の議決を求める。原案に賛成する委員は挙手をお願いします。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

- 【付議第 13 号 高知県立中学校学則の一部を改正する規則議案（高等学校課）】
- 【付議第 14 号 高知県立高等学校学則の一部を改正する規則議案（高等学校課）】
- 【付議第 15 号 高知県立特別支援学校学則の一部を改正する規則議案（特別支援教育課）】

- 高等学校課長 説明
- 特別支援教育課 説明
- 質疑

委員	<p>土曜日授業は、修業年限 3 年の市町村の中学校でも大いに実施すべきであるので、県立中学校の分で、“6 年の中高一貫だから土曜日授業の実施が望ましい”と強調するのはどうかと思う。市町村立中学校は関係ない話になってしまうのではないかと懸念する。</p> <p>この資料が整理されれば、市町村立中学校が実施する際に、県立中学校に倣って土曜日授業を実施すればいいということになる。</p> <p>また、留意点として、登下校時の安全確保とあるが、土曜日授業を実施するのであれば、中高生が利用する公共交通機関は土曜日も休日ダイヤになっているので、県教委としてダイヤ改正を求めることも必要になってくる。</p>
委員長 事務局	<p>本件に係る市町村の規則改正の状況はどうか。</p> <p>市町村教育委員会は、土曜日授業学校に対して働きかけを行うなど、実施に向けた下書きはできている。</p> <p>実際に、旧中村市の 2 校で、国の土曜日授業の指定を受けて新に取り組んでいる。</p>
委員長 事務局	<p>県立学校の場合は取り組みやすいと思うが、職員の勤務の調整はどのように行うのか。</p> <p>規則を変えて長期休業中（夏休み等）に振替ができるようにしている。</p> <p>人事委員会とも協議し、長期休業中にその振替休日（まとめ取り）を取得できるようにしている。また、来年度からは教育センターとも連携し、まとめ取りがしやすいように一定期間は夏季研修を入れないようにしている。</p>
委員長 事務局	<p>高校では、進学補習を行っていると思うが、土曜日授業との整理が必要になるのではないか。</p> <p>そのとおり。今回規則改正を行って実施する授業は、防災教育やキャリア教育など土曜日に実施することが最も効果的だと思われる内容のものになる。単に平日授業の時間を増やすことは想定していない。進学補習は従来通りの実施方法を考えている。</p> <p>授業として位置付けているが、どの科目で対応するのかとなると、総合的な学習の時間の単位を増やすという形で対応することになると思う。</p>
委員	<p>特別支援学校の場合は、色々な行事を土曜日に行っているが、県立中学校や高校は、平日に行っているのか。</p>

事務局	行事の実施日は学校によって異なるが、これまでであれば土曜日に実施すれば、翌週の月曜日を代休にするなどしていた。この土曜日を授業日数と見なした場合には、生徒は授業としてカウントされ、教員の勤務は振り返られ、長期休業中にまとめ取りされることになる。
教育長	先に出ていた公共交通機関のダイヤ改正の要望は、毎週土曜日に授業を実施するのであれば考えなければならないが、まだそこには至っていない。
委員	それでは、学校がダイヤに合わせることも検討した方がよい。
委員長	土曜日授業の普及の可能性はどうか。
事務局	特に専門高校では、すでに土曜日に色々なことをやっており、実施したいという意向はあるので広がる可能性はあるが、今後検討することになる。
教育長	実際には、規則が整備されても、部活動の時間が短縮されることや、習い事との兼ね合いもあり、それらとの調整が必要なため時間がかかると思われる。
委員長	ということは、土曜日授業を実施する日については、予め年間行事に組んでおかなければならない。
委員長	本事件の議決を求める。原案に賛成する委員は挙手をお願いします。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第 16 号 高知県障害者就学指導委員会規則の一部を改正する規則議案（特別支援教育課）】

○特別支援教育課長 説明

○質疑

委員長	インクルーシブ教育の流れは、根本的な流れになっていくのか。
事務局	そのとおり。
委員長	これまで、就学指導委員会は、障害の程度に応じて、適当な学校への就学先を勧奨するような委員会であったのが、本改正により、その内容が変わってくるということか。
事務局	そのとおり。就学先は保護者や児童生徒の教育ニーズや地域の学校の実情を踏まえて総合的に判断することとなる。
委員長	本人、保護者が通常学校を希望しても、当該障害に学校が対応できない場合、学校は受け入れられるように施設設備を整備しなければならないのか。
事務局	まだそこまでの制度には至ってなく、現在は整備状況を調査している段階である。

教育長	インクルーシブ教育の理念は重要だと思うが、ハード面の整備や教員の配置の面などにおいて、それぞれに対応していくのは、至難の業である。少しずつ対応していくしか方法はないと思っている。
事務局	本県の状況としても、特別支援学校の就学者は増加傾向にあるが、インクルーシブ教育になったからといって、市町村立の小中学校に流れていくということにはならないと文科省の調査官もコメントしている。
教育長	保護者はより専門性のある学校に行かせたいという考えが強いようである。
教育長	現実の問題として、特別支援教育にご理解のある保護者であれば、特別支援学校へ進ませようとするが、理解が十分でない保護者の子どもが市町村立小中学校に通う場合もあり対応が非常に難しいケースも出てくる。
委員長	特別支援学校に専門的知識を持った教員を集めて、適した教育を展開している状態で、児童生徒が分散するのは、結果的にいかなるものかという問題もある。
事務局	現状の特別支援教育では、障害のある児童生徒であっても、通常の学級に通う場合もあるし、段階的に通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校の順に障害の程度に応じて学びの場があるので、それぞれの専門性はしっかり身に着ける必要はある。
委員長	本事件の議決を求める。原案に賛成する委員は挙手をお願いします。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第 17 号 博物館に相当する施設の指定に関する議案（生涯学習課）】

○生涯学習課長 説明

○質疑

教育長	博物館と博物館に準じる施設とはどう違うのか。
事務局	面積や職員の配置、開館日数も違ってくる。 公立の場合、税制上の差はないが、博物館法に基づく博物館では、例えば美術館では国の優遇措置があつたりもする。また、博物館では館長が必置になるなど、要件が厳しくなる。 動物園関係では、現在、愛知県のモンキーパークだけが博物館の指定を受けている。
委員長	本事件の議決を求める。原案に賛成する委員は挙手をお願いします。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

議題（２）次期教育委員長の選任及び職務代理者の指定について

	【非公開議案】
--	---------

（５）議決事項

付議第１号～第１７号

議題（２）

原案どおり議決

- ・小島委員を委員長に選任
- ・久松委員を第１委員長職務代理者、
竹島委員を第２委員長職務代理者として指定